

令和2年6月1日

みんなの市税

編集・発行 福岡市財政局税制課 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

目次

- 1 令和3年度から個人市民税の控除が見直されます
- 2 市税に関する証明(所得証明等)について
- 3 市税の便利な納付方法のご案内
- 4 不動産等公売情報をメールマガジンにて配信しています
- 5 宿泊税について
- 6 入湯税の税率引き下げについて
- 7 市税に関するお問い合わせ先

1 令和3年度から個人市民税の控除が見直されます

1 給与所得控除・公的年金等所得控除・基礎控除の見直し

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等所得控除が見直しされ、基礎控除に振り替えられるなどの改正がされます。

給与所得控除や公的年金等所得控除の引き下げについては、基礎控除が同額引き上げられるため、**原則税額は変わりません。**

なお、扶養控除などの適用を受けられる所得の要件も10万円引き上げられます(38万円→48万円)ので、**例えば、給与収入が103万円以下で変わらなければ、引き続き扶養控除が適用できます。**

① 基礎控除が一律10万円引き上げられます。

基礎控除額	
令和2年度	令和3年度から
33万円	43万円

10万円引き上げ

- ※1 合計所得金額が2,400万円を超える場合はその金額に応じて控除額が減少します。
- ※2 合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除の適用はなくなります。

② 給与所得控除の見直し

- ・控除額が**一律10万円引き下げ**られます。
- ・給与収入が850万円以上の場合は控除額が一律195万円となります。

令和2年度		令和3年度から	
給与等の収入金額 (円)	給与所得の金額 (円)	給与等の収入金額 (円)	給与所得の金額 (円)
～ 650,999	0	～ 550,999	0
651,000 ～ 1,618,999	給与収入 - 650,000	551,000 ～ 1,618,999	給与収入 - 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	969,000	1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999	970,000	1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999	972,000	1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999	974,000	1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	A × 2.4	1,628,000 ～ 1,799,999	A × 2.4 + 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999	給与収入 ÷ 4 (千円未満切捨) = A A × 2.8 - 180,000	1,800,000 ～ 3,599,999	給与収入 ÷ 4 (千円未満切捨) = A A × 2.8 - 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	A × 3.2 - 540,000	3,600,000 ～ 6,599,999	A × 3.2 - 440,000
6,600,000 ～ 9,999,999	給与収入 × 0.9 - 1,200,000	6,600,000 ～ 8,499,999	給与収入 × 0.9 - 1,100,000
10,000,000 ～	給与収入 - 2,200,000	8,500,000 ～	給与収入 - 1,950,000

※子育てや介護を行っている方などには負担増が生じないよう措置があります。

③ 公的年金等所得控除の見直し

- ・控除額が**一律10万円引き下げ**られます。
- ・公的年金等収入が1,000万円を超える場合は控除額が一律195万5千円となります。

令和2年度			令和3年度から			
年齢	公的年金等の収入金額 (A) (円)	公的年金等に係る雑所得の金額 (円)	年齢	公的年金等の収入金額 (A) (円)	公的年金等に係る雑所得の金額 (円)	
65歳未満	～ 1,299,999	A - 700,000	65歳未満	～ 1,299,999	A - 600,000	
	1,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 375,000		1,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000	
	4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 785,000		4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000	
	7,700,000 ～	A × 0.95 - 1,555,000		7,700,000 ～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000	
65歳以上	～ 3,299,999	A - 1,200,000	65歳以上	10,000,000 ～	A - 1,955,000	
	3,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 375,000		～ 3,299,999	A - 1,100,000	
	4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 785,000		3,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000	
	7,700,000 ～	A × 0.95 - 1,555,000		4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000	
					7,700,000 ～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000
					10,000,000 ～	A - 1,955,000

※公的年金等以外の所得が1,000万円を超える場合、雑所得の計算方法が変わります。

2 未婚のひとり親に対する控除の創設と寡婦(夫)控除の見直し

- (1) 未婚のひとり親の方で生計を同じにする子どもがいる場合、「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。(ただし所得が500万円以下の方のみ)
- (2) 寡婦控除(控除額26万円)は、(1)の「ひとり親控除」(控除額30万円)となります。
- (3) (1)の未婚のひとり親に該当しない寡婦の方には、引き続き寡婦控除(控除額26万円)が適用されます。(ただし所得が500万円以下の方のみ)

2 市税に関する証明(所得証明等)について

令和2年度の所得証明書は、個人市県民税が普通徴収の方及び公的年金からの特別徴収の方は **6月12日(金)** から発行します。(個人市県民税が非課税の方は 5月15日(金)から 給与からの特別徴収の方は 5月22日(金)から発行しています。)

1 市税証明を請求できる方

個人や法人の秘密に関わりますので、原則として次の方に限られます。

- (1)本人(相続人、納税管理人も含まれます。また、相続人等であることを証明する書類が必要です。)
- (2)本人の委任状等を持参した人(ご家族の場合でも委任状が必要です)
※委任状は作成日から3カ月以内のもの
- (3)法人の代表者(代表者以外の方が請求される場合は法人印及び代表者の職印が必要です。)
- (4)借地人、借家人(評価証明書の請求に限ります。賃貸借契約書及び賃借料の直近の領収書をご持参ください。)
※転借人の場合は、必要な書類等が異なる場合があります。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

2 請求に必要な書類等

請求される方は、次のいずれかを必ずご持参ください。

請求される方	必要書類(本人確認書類)
個人	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証 ・ パスポート ・ 健康保険証 ・ 国民年金手帳 ・ マイナンバーカード 住基カード(写真付) ・ 在留カード(外国人登録証)等 その他公的機関が発行した証明書
法人	<ul style="list-style-type: none"> 法人印及び代表者の職印 ・ 法人印及び代表者の職印が押印された申請書 ※印鑑に法人名がない場合や法人名の表記が異なる印鑑を利用される場合は、法人印の「印鑑証明書」をご持参ください。

※市税納付後おおむね2週間以内に納税証明書(滞納が無いことの証明書など)を請求されるときは、領収書や口座振替が確認できる通帳をご持参ください。

3 市税証明の種類・手数料・担当窓口

証明書の種類	手数料
納税証明書 市税に係る徴収金に滞納が無いことの証明書 市県民税課税・非課税証明書(所得証明書) 固定資産公課証明書・評価証明書	一件300円
軽自動車税(継続検査用)納税証明書	無料

- 窓口
 - 区役所 課税課 ・ 納税管理課(市役所北別館2階)
 - 早良区入部出張所 ・ 西区西部出張所
 - 千早証明サービスコーナー(東区なみきスクエア内)
 - 市内34の郵便局(評価証明書を除く)
- ※上記証明書は居住(賦課)区以外の区役所等でも発行しています。

4 郵便局での市税証明の発行

市内34の郵便局で、納税証明書などの市税に関する証明(固定資産評価証明書を除く)を受け取ることができます。ただし、取り扱いができるのは**請求者ご本人に限ります**。窓口では本人確認をしますので、**本人確認書類**(運転免許証やパスポートなど)をご持参ください。

●取扱郵便局

東 区	福岡東、和白、志賀島、西戸崎、香椎御幸、福岡唐原
	福岡八田、福岡流通センター内、福岡青葉、福岡高美台
博多区	板付、博多南、福岡小林、福岡雑餉隈、博多月隈
中央区	福岡小笹、福岡福浜
南 区	福岡大池、福岡松原、福岡老司、福岡柏原
城南区	城南、福岡堤、福岡田島三
早良区	福岡四箇田団地、福岡野芥、脇山、福岡原五
西 区	福岡吉岐、北崎、周船寺、福岡能古、玄界島、元岡

委任状の記載内容

(ご家族の場合でも委任状が必要です)

委任状 [見本]

(代理人)
住所
氏名 (窓口に来られる方)

私は、上記の者を代理人と定め、次の証明書の請求及び受領を委任します。

(1)証明書の名称()証明
(2)証明書の年度及び通数()年度・()通

福岡市()区 長 様
令和 年 月 日
(委任者)
住所
氏名 (証明が必要な方) 印

※(代理人)…窓口に来られる方
(委任者)…証明が必要な方

※印は朱肉で押印するもの

5 市税証明の郵送請求

郵送で市税に関する証明書を請求する場合は、下記(1)～(5)の書類等を同封の上、「**福岡市税証明郵送請求センター**」宛に請求してください。

- (1)税務証明交付申請書
(記載内容は右参照)
- (2)手数料
(郵便局の定額小為替)
- (3)返信用封筒
(宛先を記入し切手を貼付してください。)
- (4)請求者の本人確認書類
(運転免許証等)の写し
- (5)委任状
(代理の方が請求される場合)

税務証明交付申請書の記載内容

以下の必要事項を記載して請求してください。

- 必要とする証明書種類・年度・通数・使用目的
- 現住所
- 市外に転出された方は、福岡市にお住まいの時の住所
- 証明が必要な方の氏名(フリガナ)
- 生年月日
- 昼間に連絡がとれる電話番号(連絡先)

〒810-8620
福岡市中央区天神1丁目10番1号
市役所北別館2階

福岡市税証明郵送請求センター

電話番号：711-4491

(午前9時15分～午後6時 土日祝日、年末年始を除く)

税務証明交付申請書は福岡市ホームページからダウンロードできます。「福岡市 税務証明交付申請書」で検索してください。

福岡市 税務証明交付申請書

福岡市教育委員会賞

「自由のしるし」

福岡市立青葉中学校3年 船木 光 さん

「税金を納める誇り」

福岡市立高宮中学校3年 橋口 愛美 さん

福岡市議会議長賞

「知る」ことの大切さ」

福岡市立元岡中学校3年 鶴 樹里愛 さん

3 市税の便利な納付方法のご案内

口座振替とは、市税を納期ごとに指定した預貯金口座から自動的に振り替えて納税する制度です。

- メリット**
- ① **便利**…金融機関に出かける必要がありません！
 - ② **安心**…納付忘れを防げます！
 - ③ **安全**…現金を持ち歩く必要がありません！

利用できる税目

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 固定資産税(償却資産)
- 軽自動車税(種別割)



インターネット
口座振替専用
サイトへの
アクセスは
こちらから

福岡市 口座振替納付依頼書

検索

福岡市 市税インターネット口座振替

検索

申込手続き(新規・変更)

▶郵便 「口座振替依頼書」に必要事項を記入、金融機関登録印を押印のうえポストに投函してください。口座振替依頼書は納税通知書に同封されており(軽自動車税を除く)、また福岡市ホームページからもダウンロードできます。

▶インターネット ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して手続きができます。

申し込み方法など詳細については福岡市ホームページをご覧ください。納税管理課(連絡先は4面参照)へお問い合わせください。



市税の納付をLINE Payで!



※お支払いには事前にLINE Payへのご登録とチャージが必要です。
※市税の納付はポイント還元の対象外です。また、LINEポイントでの納付はできません。

- ①「ウォレット」タブ内「請求書支払い」をタップ
- ②お手元の納付書のバーコードを読み込む
- ③内容を確認して支払い完了!

LINE Pay

請求書支払い



事前にLINEアプリのインストールが必要です。

市税の納付をモバイルレジで!



※事前に金融機関のインターネットバンキングの申込が必要です。

※ご利用可能携帯電話・金融機関・収納機関については事前に専用サイト(右QRコード)でご確認ください。

モバイルレジ

モバイルバンキング支払い



事前にモバイルレジアプリのインストールが必要です。

市税の納付をクレジットカードで!



詳細については、福岡市ホームページをご覧ください。

福岡市 クレジット

検索

(納付の注意事項)

- 利用できる税目：個人市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)
- LINE Pay・モバイルレジを利用できる納付書：バーコードが印刷された30万円以下の金額の納付書
- クレジットカード納付できる納付書：納付番号と確認番号が印字された1,000万円未満の納付書
- クレジットカード納付は決済手数料がかかります。税額1万円以下は73円(消費税別)。以降、税額1万円ごとに73円(消費税別)加算
- 領収書は発行されません。(納期限内に軽自動車税を納付された場合、車検に必要な軽自動車税車検用納税証明書(継続検査用)は6月下旬に郵送します。)
- ※口座振替からLINE Pay、モバイルレジ、クレジットカード納付等へ支払い方法を変更する場合は、口座振替廃止届の提出が必要です。

4 不動産等公売情報をメールマガジンにて配信しています

市税を滞納した場合は、納税者との公平を保ち、大切な市税を確保するために、その方の財産を差し押さえることになります。差押財産が不動産や自動車などの場合には、入札等の方法により売却し、その売却代金を市税に充てることになります(公売)。この公売には、原則としてどなたでも参加することができますので、メールマガジンにより公売情報(売却財産や入札スケジュール等)を広く配信しています。

メールマガジン名称 福岡市公売情報メールマガジン ※不定期配信(公売を行う際に配信)

- 配信登録手続き
- ① 福岡市ホームページから「メールマガジン」と検索
 - ② 「福岡市メールマガジン」についてのページにおいて配信登録手続きの手順に沿って登録



登録の手続きについては、福岡市ホームページをご覧ください。

福岡市 メールマガジン

検索

令和元年度
中学生の「税について」の作文
受賞者紹介

福岡市長賞

「納税のその先で」

福岡市立香椎第三中学校3年 椎野 早咲 さん

「変わった景色」

福岡市立東住吉中学校3年 後藤 優月 さん

5 宿泊税について

福岡市では、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、**令和2年4月1日から宿泊税の課税**を開始しています。

宿泊税とは、市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税される税金で、条例に基づき使途や税率が定められる法定外目的税です。

宿泊税の納税義務者は、**宿泊者**です。

福岡市内に所在する旅館・ホテル・簡易宿所及び住宅宿泊事業に係る施設の宿泊者が納税義務者となります。

宿泊税の税率は、**宿泊者1人1泊当たり次のとおり**です。

税率		内訳 (参考)	
宿泊料金	税率	市税率	県税率
2万円未満	200円	150円	50円
2万円以上	500円	450円	50円

- ◇ 福岡市内の方が宿泊施設に宿泊された場合も、課税対象となります。
- ◇ ここでいう宿泊料金とは、いわゆる素泊まり料金とそれにかかるサービス料金等のことをいい、食事代や消費税等は含まれません。
- ◇ 連泊された場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。
- ◇ 宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。
- ◇ 福岡県においても令和2年4月1日から宿泊税が開始されています。福岡市内を除く福岡県内の税率は、宿泊料金にかかわらず一律200円となります。

宿泊税の支払い方法

宿泊料金の支払方法に応じて、宿泊施設等にお支払いください。納付された宿泊税は、宿泊事業者が福岡市へ申告納入します。〔特別徴収制度〕といいます。

宿泊税の使い道

宿泊税は、観光・MICE振興の財源として活用する目的税となります。具体的には、福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「大型MICE等の集客拡大への対応」及び「観光産業や市民生活へ着目した取り組み」に要する費用に充てることとしています。

お問い合わせ先

◆ 宿泊税の仕組みに関すること

財政局税務部資産課税課

電話番号：711-4541 FAX番号：733-5598

◆ 観光振興、宿泊税の使途に関すること

経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課

電話番号：711-4353 FAX番号：733-5901

6 入湯税の税率引き下げについて

市内の鉱泉浴場(温泉)に入浴すると、入湯税がかかります。

(入湯税の納税義務者は**入浴した者**です。)

令和2年4月1日から、宿泊にかかる入湯税を1人1泊につき150円から50円に引き下げました。

(日帰りについては1人1日につき50円のままでです。)

入浴の際に、各施設の支払い方法に従ってお支払いください。

※入湯税は、消防施設、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設などの整備や観光の振興に要する費用にあてられます。



7 市税に関するお問い合わせ先

各区役所の窓口	課(係)の名称、主な業務	区名	電話番号	FAX番号	課(係)の名称、主な業務	区名	電話番号	FAX番号
	各区役所の窓口	課税課(管理係) ・市税に関する証明の発行・交付 ・軽自動車税(種別割)の課税 ・申告などの手続き(原付バイク等の車両登録や廃車の手続き)	東区	645-1021	632-4970	課税課 (固定資産税土地係・家屋係) ・固定資産税(土地・家屋)・都市計画税の課税 ・字図(地番参考図)・路線価・名寄帳の閲覧	東区	645-1031
博多区			419-1022	476-5188	博多区		419-1032	476-5188
中央区			718-1049	714-4231	中央区		718-1045	714-4231
南区			559-5031	511-3652	南区		559-5051	511-3652
城南区			833-4024	841-2145	城南区		833-4036	841-2145
課税課(市民税係) ・個人の市県民税の申告、課税(普通徴収、公的年金からの特別徴収)		東区	645-1026	632-4970	納税課 ・個人市県民税や固定資産税、軽自動車税(種別割)の納税相談 ・上記税目に係る市税の滞納に関すること	東区	645-1022	632-4970
		博多区	419-1027	476-5188		博多区	419-1023	476-5188
		中央区	718-1038	714-4231		中央区	718-1028	714-4231
		南区	559-5041	511-3652		南区	559-5169	511-3652
		城南区	833-4032	841-2145		城南区	833-4026	841-2145
	早良区	833-4320	841-2185		早良区	833-4317	841-2185	
	西区	895-7013	883-8565		西区	895-7014	883-8565	

市役所の窓口	課(係)の名称、主な業務	電話番号	FAX番号
	納税管理課 ・市税の口座振替手続き、過誤納金の還付、市税に関する証明の発行・交付	711-4490	711-4219
	特別滞納整理課 ・給与から特別徴収される個人市県民税や法人市県民税等の納税相談	711-4215	
	法人税務課 ・給与から特別徴収される個人市県民税の課税 ・法人市県民税の課税	711-4211 711-4194	733-5556
	資産課税課 ・固定資産税(償却資産)の課税 ・事業所税や市たばこ税、入湯税の課税 ・宿泊税の課税	711-4438 711-4195 711-4541	
	納税企画課 ・市税の収納・税務証明・滞納整理等にかかる企画、クレジット納付全般	711-4206	733-5902
	課税企画課 ・市税の課税にかかる企画	711-4207	
税制課 ・市税の制度、市税の予算・決算、税務広報、市税の不服申立審査	711-4202		

市税に関するさまざまな情報は福岡市ホームページからご覧いただけます。

福岡市 市税



最後までお読みいただきましてありがとうございます。
お読みになったご感想やご意見をお寄せください。

発行・編集

福岡市財政局税制課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL:711-4202 FAX:733-5598

E-Mail: zeisei.FB@city.fukuoka.lg.jp